

四日市市消防本部告示第 1 号

消防法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第 21 号）を受け、無線通信補助設備の周波数帯を次のとおり指定する。

平成 28 年 3 月 1 日

四日市市消防長 山 本 良 也

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 31 条の 2 の 2 第 1 号の規定に基づき、消防隊相互の無線連絡が容易に行われるものとして無線通信補助設備の周波数帯を次のとおり指定する。

260 メガヘルツ帯及び 400 メガヘルツ帯